水 利権とは

?

あ

り、二級河川には慣行水利

が管理する普通

河川

が13河川

は、

います。

慣行水利権とは

権や許可水利権が設定されて

市では、松山分水問題、水利権、黒瀬ダムの歴史な どについて、多くの市民の皆さまに正確な情報を提供 関心を持っていただくため、各種団体を対象に出 前講座を実施しています。出前講座を希望される団体 の方は、環境課へお申し込みください。

松山分水問題などについての

を実施しています

講座

なお、今回の紙面では、出前講座で説明を行ってい

る水利権や黒瀬ダムの歴史についてお知らせします。

して、 にも残っています。 多かれ少なかれ、どこの地区 が基となっているようです。 した。水利権はそれらの歴史 利秩序が出来上がっていきま きたり、証文が交わされたり して、さまざまな約束事がで 現在では河川の水を取水し 何百年にも及ぶ水争いを通 市 内での水争いの記録 村々の農業をめぐる水

0)

使用が認められた権利です。

(昭和39)

年に新た

川法が制定される以前から取

1896 (明治29) 年に河

水していた事実によって、水

して、 れています。 め、いろいろな取り決めがさ 水利秩序を維持、確保するた 許可を付与し、円滑、円満な ようとする者(利水者)に対 河川管理者が水利権の

ければ、新たな水利権は取得 支障をきたさないようにしな 取得している者の水利使用に うとする者は、先に水利権を できません。 水利権とは非常に強い権利 新たに水利権を取得しよ

○鮭川の水利紛争○黒瀬ダムの歴史

○西条工業用水の取水堰があ

る長瀬から下流に流れる流 量と地下水位の相関関係

)松山分水問題、3市による

○河川法や水利権

の解説

ことについて説明を行って

U

地に出向いて、

主に次の

前

では環境課の職

員

する二級河川が53河川、 慣行水利権」と「許可水利 水利権を大きく分けると、 の二つがあります。 はありませんが、県が管 内には国が管理する一級

> のとみなされています。 許可水利権とは

においても、許可を受けたも

に制定された河川法(現行)

です。 いて、 て河川の流水を占用する権利 める河川管理者の許可を受け 河川法第23条の規定に基づ 玉 (国土交通省)で定

地下水の水利権は ?

権の対象にはなりません。 定されており、 の流水を使用する権利」に限 水利権は河川法上の 地下水は水利 河河 膩

権の一種で、私水として捉え とされており、 られています。 いて、その土地の上下に及ぶ の所有権は法令の制限内にお 民法第207条では、土地 地下水は財産

あり、 しかし、地下水には流 土地の所有者だけでは れが

当

蒔

の需要見込量は、

西

条

催しています。

団体に対して出前講座を開

農業団体、

商工業団体などの

8月末現在で、 意見交換会の経過

市民団体、

から、 地下水の保全が図れな の保全に取り組んでいます。 保全条例」を制定し、 あると考え、市では「地下水 に公水として取り扱うべきで 川の表流水と同じよう 地下水 いこと

黒瀬ダムの歴史

ダム建設計画は頓挫してしま 次世界大戦が始まったため、 けて調査を開始しましたが、 の予算が計上され、 策定されました。翌年には県 9 都 いました。 1941 (昭和16) 年に第二 市計画に基づいて、 黒瀬ダムは国が進めた工業 (昭和4)年に建設計画が 建設に向 1 9 3

迎え、1961 年に着工し、1973 は東予地方一帯が新産業都 し、1964 (昭和3)年に 48) 年に完成しました。 の指定を受け、ダム工事は同 に黒瀬ダム建設計画が再浮上 戦後、日本は高度成長期 (昭和36) (昭 年 和 市 を

年から一部給水を開始しまし を行い、 その後、配水管の布設工事 1 9 8 4 (昭和59)

> 地区が日量12万9千立方は、 新居浜地区が日量10万立方景 み、西条工業用水は非常に ため工業用水の需要が伸び悩 利用の時代へと変化してきた 量約25%)が使われています。 約5万6千立方は(計画給水 でした。 水は使い捨ての時代から再 現在は両地区で日量

工業用水の赤字解消 策

経営が続いています。

ては、他用途への転用で有効 需要の見込めない水量につい め、赤字解消策として、将来 抜本的な改善が見込めないた みを行ってきました。しかし 善を図るために多くの取り組 沽用を図りたい考えです。 西条工業用水では、 経営改

ったわけです。 の新規水源確保の思惑が一 特別委員会が西条工業用水の 工業用水利用促進と、松山 試算したことから、県の西条 余力を7万9千立方景あると には、愛媛県議会水資源対策 2005 (平成17) 年8月 松山分水の話が持ち上 致 市

TH 0897-52-問合せ (市庁舎別館環境課内) 水資源対 策調査研 1 3 8 2